

2023年4月19日
株式会社百五銀行

気候変動対応オペにかかる対象投融資に関する基準および
適合性の判断のための具体的な手続きの開示

当行は、日本銀行が行う気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの利用に際して、わが国の気候変動対応に資する投融資（以下「対象投融資」）と判断するにあたっての基準および適合性の判断のための具体的な手続きについて、次のとおり開示します。

I. 国際原則または政府の指針に適合する投融資

1. グリーンローン

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンローンと判断している。

- ・グリーンローン原則（Loan Market Associationほか）
- ・グリーンローンガイドライン（環境省）

(2) 上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

各種原則等に適合する投融資については独立した第三者機関による外部評価を受けております。

2. グリーンボンド（サステナビリティボンドを含む。）

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンボンドと判断している。

- ・グリーンボンド原則（International Capital Market Association）
- ・グリーンボンドガイドライン（環境省）
- ・気候ボンド基準（Climate Bonds Initiative）
- ・サステナビリティボンド・ガイドライン（International Capital Market Association）

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

各種原則等に適合する投融資については独立した第三者機関による外部評価を受けております。

なお、サステナビリティボンドについては、気候変動対応オペ所管部署において、グリーンプロジェクトへの寄与分を確認しております。

3. サステナビリティ・リンク・ローン（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ローンと判断している。

- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則（Loan Market Association ほか）
- ・サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

各種原則等に適合する投融資については独立した第三者機関による外部評価を受けております。

4. サステナビリティ・リンク・ボンド（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ボンドと判断している。

- ・サステナビリティ・リンク・ボンド原則（International Capital Market Association）
- ・サステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン（環境省）

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

各種原則等に適合する投融資については独立した第三者機関による外部評価を受けております。

5. トランジション・ファイナンス

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をトランジション・ファイナンスと判断している。

- ・クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック（International Capital Market Association）
- ・クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針（金融庁、経済産業省、環境省）
- ・グリーンローン原則（Loan Market Association ほか）
- ・グリーンボンド原則（International Capital Market Association）
- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則（Loan Market Association ほか）
- ・サステナビリティ・リンク・ボンド原則（International Capital Market Association）
- ・グリーンボンドガイドライン（環境省）
- ・グリーンローンガイドライン（環境省）
- ・サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）
- ・サステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン（環境省）

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

各種原則等に適合する投融資については独立した第三者機関による外部評価を受けております。

II. I. に準じる投融資

1. 類型その1

(1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

資金使途がグリーンローン原則 (Loan Market Association ほか) におけるグリーンプロジェクトに該当し、環境アセスメント等により環境へのネガティブな影響に適切に対処されていることが確認できる融資。

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行が定義する「サステナブルファイナンス (環境関連融資)」、または定義に含まれる商品の融資のうち、審査部署が当該基準に適合することを確認したものを対象としています。

「サステナブルファイナンス (環境関連融資)」の定義はSDGs推進委員会で協議し、SDGs統括部署が決定しております。定義に含まれる融資商品の取扱は商品を所管する部署が決定しております。

2. 類型その2

(1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

KPIに気候変動対応に紐づくものが含まれる、以下に該当する融資・「百五サステナブルローン (サステナビリティ・リンク・ローン型)」

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

審査部署が当該基準に適合することを確認したものを対象としています。

「百五サステナブルローン(サステナビリティ・リンク・ローン型)」は、SPTsの達成状況について年1回報告を受け、達成時には金利を引下げるインセンティブ設計により、融資先の取組を推進しています。KPIの重要性およびSPTsの妥当性は商品を所管する部署が評価しており、サステナビリティ・リンク・ローン原則(International Capital Market Association)およびグリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン(環境省)に融資体制が整合することを独立した第三者機関による外部評価により確認しております。

以下の点で原則等に完全には適合しておりませんが、期待される基本的事項に配慮して商品を所管する部署が野心性を判断し、またSPTs達成状況の報告は当行の子会社である(株)百五総合研究所が検証することで一定の客観性を担保しています。

- ・SPTsの野心性は、次のア～ウの組み合わせではなく、ア～ウのうちいずれか1つから判断しています。
- ア. 事業者の過去の実績値(過去3年程度)と比べて妥当性があるか。
- イ. 同業他社や業界平均値と比較して妥当性があるか。
- ウ. 国際的な基準や国、地方公共団体等が定める目標に沿っているか。
- ・SPTs達成状況の報告および検証結果は一般には開示していません。

3. 類型その3

(1) 対象投融資の基準

当行では、I.に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」のうち、以下の要件をすべて満たす融資

- ・KPIに気候変動対応に紐づくものが含まれる
- ・ポジティブ・インパクト金融原則(UNEP Finance Initiative)に適合し、適合性について独立した第三者機関による外部評価を受けている
- ・融資の実行期間中、融資先自身がKPIの達成状況を年1回以上確認し、開示する

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

審査部署が当該基準に適合することを確認したものを対象としています。

「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」は、当行のコンサルティング部署がインパクト評価を行い、個別融資ごとにインパクト評価がポジティブ・インパクト金融原則(UNEP Finance Initiative)に適合することを独立した第三者機関による外部評価により確認しております。

以 上